

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年10月26日
【会社名】	三菱重工業株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Heavy Industries, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 宮 永 俊 一
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番5号
【電話番号】	(03)6716-3111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総務法務部グループ長(管理グループ) 小 椋 和 朗
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番5号
【電話番号】	(03)6716-3111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総務法務部グループ長(管理グループ) 小 椋 和 朗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1【提出理由】

当社及び当社の連結子会社であるMitsubishi Nuclear Energy System, Inc.（以下、「当社等」という。）は、米国で仲裁を申し立てられたので、平成25年10月17日、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号及び第14号に基づき、臨時報告書を提出した。

その後、当該仲裁における当事者の追加及び損害賠償請求金額の確定等が生じたため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号及び第14号に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

なお、本臨時報告書は、平成25年10月17日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号及び第14号に基づき提出した臨時報告書の内容を訂正するものであるが、同臨時報告書の公衆縦覧期間が既に経過しているため、改めて本臨時報告書を提出するものである。

2【報告内容】

平成25年10月17日付の臨時報告書からの訂正箇所は、 （下線）を付して表示している。なお、平成25年10月17日付の臨時報告書の記載内容については、本臨時報告書の末尾に参考情報として記載している。

(1) 当該仲裁を申し立てられた会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称 三菱重工業株式会社
住所 東京都港区港南二丁目16番5号
代表者の氏名 取締役社長 宮永 俊一

名称 Mitsubishi Nuclear Energy System, Inc.
住所 13860 Ballantyne Corporate Place, Suite 250, Charlotte, North Carolina 28277, USA
代表者の氏名 取締役社長 柴田 善信

(2) 当該仲裁の申立て場所等

場所 サンフランシスコ（米国カリフォルニア州）
仲裁規則 国際商業会議所仲裁規則
準拠法 米国カリフォルニア州法
申立て日 平成25年10月16日（米国時間）

(3) 当該仲裁を申し立てた者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 Southern California Edison Company（以下、「SCE」という。）
住所 2244 Walnut Grove Avenue, Rosemead, California 91770, USA
代表者の氏名 Pedro J. Pizarro

名称 Edison Material Supply LLC（以下、「EMS」という。）
住所 2244 Walnut Grove Avenue, Rosemead, California 91770, USA
代表者の氏名 Martha Montes

名称 San Diego Gas & Electric Company（以下、「SDG&E」という。）
住所 8326 Century Park Court, San Diego, California 92123, USA
代表者の氏名 Jeffrey Walker Martin

名称 City of Riverside（以下、「COR」という。）
住所 3900 Main Street, Riverside, California 92522, USA
代表者の氏名 Rusty Bailey

(4) 当該仲裁の内容及び損害賠償請求金額

当該仲裁の内容

米国サンオノフレ原子力発電所向け取替用蒸気発生器供給契約について、SCE及びSCEの子会社であるEMS並びに米国サンオノフレ原子力発電所の共同所有者であるSDG&E及びCOR（以下、SCE、EMS、SDG&E及びCORを総称して「申立人」という。）は、当社等に契約上の義務違反があったなどとして、当該仲裁を申し立て、下記金額の損害賠償を求めている。

損害賠償請求金額
75.7億米ドル

(5) 今後の見通し

当社等としては、申立人の請求及び主張に同意しておらず、当該仲裁を通じて、当社等の主張の正当性を主張していく。

以 上

(参考)平成25年10月17日付の臨時報告書の記載内容

1 [提出理由]

当社及び当社の連結子会社であるMitsubishi Nuclear Energy System, Inc. (以下、「当社等」という。)は、米国で仲裁を申し立てられたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号及び第14号に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

2 [報告内容]

(1) 当該仲裁を申し立てられた会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称 三菱重工業株式会社
住所 東京都港区港南二丁目16番5号
代表者の氏名 取締役社長 宮永 俊一

名称 Mitsubishi Nuclear Energy System, Inc.
住所 1001 19th Street North, Arlington, Virginia 22209, USA
代表者の氏名 取締役社長 遠山 眞

(2) 当該仲裁の申立て場所等

(略)

(3) 当該仲裁を申し立てた者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 Southern California Edison Company (以下、「SCE」という。)
住所 2244 Walnut Grove Avenue, Rosemead, California 91770, USA
代表者の氏名 Ronald L. Litzinger

名称 Edison Material Supply LLC (以下、「EMS」という。)
住所 2244 Walnut Grove Avenue, Rosemead, California 91770, USA
代表者の氏名 Martha Montes

(4) 当該仲裁の内容及び損害賠償請求金額

当該仲裁の内容

米国サンオノフレ原子力発電所向け取替用蒸気発生器供給契約について、SCE及びSCEの子会社であるEMS (以下、SCEとEMSを総称して「申立人」という。)は、当社等に契約上の義務違反があったなどとして、当該仲裁を申し立て、下記金額の損害賠償を求めている。

損害賠償請求金額

40億米ドル以上

(5) 今後の見通し

当社等としては、申立人の請求は、交渉の経緯や契約履行の事実を正確に反映していない不適切な内容であり、根拠のないものと考えており、当該仲裁を通じて、関連する事実及び根拠となる法令を正確に説明することによって、申立人の主張及び要求が不当であることを主張していく。また、当社等は、申立人の不適切な米国サンオノフレ原子力発電所再稼働や補修・取替に対する対応に伴い、損害を被ったと考えており、当該仲裁で反対請求をしていく。

以上